

### 東京女子高等師範學校學術談話會規程

- 第一條 本會ハ本校生徒ガ平素學修スル事項ヲ互ニ談話シ知徳ノ増進ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ文科理科技藝科ノ三部ニ分ツ
- 第三條 本會ハ本校生徒ヲ以テ組織ス生徒ハ其學修スル分科ニ從ヒテ第二條ノ三部ノ一ニ屬スルモノトス
- 第四條 本校卒業生ハ本會ノ賛助員タルコトヲ得
- 第五條 本會ハ本校教官ヲ請ヒテ客員トス
- 第六條 本會ニ會長ヲ置キ會長ニハ校長ヲ推戴ス
- 第七條 本會ノ各部ニ部長一名ヲ置ク部長ハ客員中ニ就キ會長之ヲ囑託ハ
- 第八條 本會各部ニ幹事ヲ置ク幹事ハ各部所屬ノ會員ヨリ各級若干名ヲ互選ス
- 第九條 部長ハ談話ノ事項方法等ヲ監督指導スルモノトス
- 第十條 幹事ハ部長ノ指揮ヲ受ケテ各部ノ事務ヲ取扱フモノトス
- 第十一條 部長及幹事ノ任期ハ各一箇年トス
- 第十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第十三條 本會各部ハ各部ニ於テ行ヘル談話研究等ノ報告ヲ印刷シテ配布スルコトアルヘシ
- 第十四條 本會各部ノ内規ハ會長ハ承認ヲ經テ會員之ヲ定ム
- 第十五條 第六臨時教員養成所生徒及ヒ卒業生ハ本校生徒及ヒ卒業生ニ準ス
- 第十六條 本規程ハ會長ノ承認ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ズ

### 東京女子高學師範學校學術談話會 理科部內規

- 第一條 本部ハ學術談話會規程第一條ノ主旨ニヨリ理科生徒ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 文科家事科及第六臨時教員養成所生徒ニシテ本部ニ入ラント欲スル者ハ其旨幹事ニ申出ヘスシ
- 第三條 本部ハ每學期一回部會ヲ開クヲ例トス
- 第四條 部會開會ノ日時及次第ハ東京及近縣ノ賛助員及客員ニハ毎回之ヲ通知ス
- 第五條 部會ノ講演者ハ會員賛助員及客員中ニ就キ豫メ定メ置クモノトス  
但シ臨時ニ講演セントスル者アルトキ若シクハ他ヨリ講演者ヲ招聘セントスルトキハ部長ノ承諾ヲ經ヘシ
- 第六條 本部ハ凡ソ每學期一回會誌ヲ發行シ學術談話會規程第十三條ノ報告ヲナス
- 第七條 ニ本部左ノ役員ヲ置ク其任期ハ各一箇年トシ毎年四月之ヲ改ム

- 評議員 若干名
- 編輯掛 三名(四年生二名三年生一名)
- 會計掛 四名(各學年ヨリ一名ツハ)
- 庶務掛 四名(同上)
- 評議員ハ客員賛助員中ニ就キ本部之ヲ依頼ス
- 掛ハ幹事之ヲ分擔ス

部長ハ客員又ハ賛助員ニ其事務ノ一部ヲ依頼スルコトヲ得

- 第八條 評議員ハ本部ノ事務ヲ商議ス
  - 第九條 編輯掛ハ次ノ事務ヲ行フ
    - 一 會誌原稿ノ蒐集
    - 二 會誌ノ編輯
  - 第十條 會計掛ハ次ノ事務ヲ行フ
    - 一 金錢及物品ノ保管及出納
    - 二 會計帳簿ノ整理
    - 三 毎年三月末日ニ於テ前一箇年金錢出納ノ明細書ヲ製シ之ヲ報告スルコト
  - 第十一條 庶務掛ハ次ノ事務ヲ行フ
    - 一 通信記錄
    - 二 會場ノ選定及整理
    - 三 講演者ヲ定ムルコト
    - 四 會誌ノ發送
  - 第十二條 本部會費ハ當分會員ニ實費ヲ賛助員ハ年額六十錢ヲ毎年四月ニ於テ納ムルモノトス
  - 第十三條 本部ニ受領セル會費ハ本部發行ノ會誌上ニ於テ之ヲ報告ス
  - 第十四條 會費ノ未納二箇年ニ及ブ者ハ會誌ノ發送ヲ見合スコトアルヘシ
  - 第十五條 退會セント欲スル者ハ其旨幹事ニ申出ツヘシ
- 以上